



# 令和5年度 横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポート PTA活動補償制度【手引き】

## ■ご連絡・お問い合わせ先■

### 横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポート 事務局

〒238-0006 横須賀市日の出町3-19-16 横須賀三浦教育会館内5F

電話 046(824)1478 FAX 046(824)1480 サイト URL:<https://pta-yokosuka.com/>

E-mail:[yokosuka.pta.sppt@gmail.com](mailto:yokosuka.pta.sppt@gmail.com) (よこすかPTAサポート専用)

※市PTAからの返信が届かないトラブルがあるため、キャリアメール(ezweb、docomoなど)ではなく、プロバイダーメールやgmailなどからのご連絡をお願いします。

## ■保険代理店■

株式会社安田マイ保険

〒238-0012 横須賀市安浦町 2-33-12 リーデンスコート 102

電話 046-821-0551 FAX 046-821-3085

## ■契約保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

# 【目次】

保険金お支払い事故例／重要事項／補償NG事例	1
給付規定	3
保険金、見舞金請求から受け取りまでの流れ	7
個人情報の取扱いについて	8

## 保険金お支払事故例

PTA主催の臨海学校に参加中、海でおぼれて死亡した。	死亡保険金 48.5 万円
PTA主催の会場に行く途中自転車で転倒し骨折。10日間通院。	通院保険金 11,400 円
PTA主催の会場に行く途中、交通事故でケガ。30日間入院後、10日間通院。	入院保険金 91,000 円 通院保険金 11,400 円
PTA主催の料理教室に参加中にやけどし、5日間通院。	通院保険金 5,700 円
PTA主催の美術鑑賞で、引率者の管理不行き届きで、児童が美術品を破損。	損害賠償金 50,000 円
*PTA会議室の備品補充作業中に捻挫、靭帯損傷	通院保険金 11,400 円
*PTA祭で児童がドッジボール中に骨折	通院保険金 5,700 円

\*…実際に支払った事例

## 重要事項

### ◆PTA行事・活動であることが必要

PTA活動・行事とは、PTA会長が承認した活動・行事であること、PTA会長が参加や出席を依頼した活動であることです。

#### 【地域の行事】

PTA会長承認の元、PTAとして参加したものについては認められます。

#### 【運動会】

「PTA主催のPTA種目」は補償対象。「終了後の後片付けの手伝い」は、会長が承認、呼びかけたものであれば補償対象。子どものクラス種目に出ての怪我は補償外。

#### 【授業の補助や手伝い】

事前にPTA会長の承認を受ける必要あり。

- ・保護者向けに募集の案内が発行される場合は、会長との連名にする。
- ・案内が発行されない場合には、PTA会長が承認した旨の記録を残しておく。事前にPTA会長の承認を受ける必要あり。学校側が個人に依頼して個人が受けたものについては補償外。

#### 【学校主催行事(卒業記念講演など)】

PTAと共に扱いにして、案内を学校側と会長との連名にする。

#### 【学校図書館ボランティア】

学校管理の場合でも、図書ボラの方がお怪我された場合には、各校のPTAよりPTA会長の承認の元、申請をお願いします。OB・OG、地域ボランティアも対象となりますので、全員の名簿を作成しておいてください。

### ◆名簿の作成(提出)が必要

#### ①名簿について

事前に参加者名簿を作成してください。

「参加される方は集まってください」「当日お時間のある方は来てください」「これから後片付けのお手伝いをお願いします」など事前に名簿が作れない場合は、集まった時点で名簿に記入してもらってください。

※コロナ感染症が疑われる場合は、保健所に速やかに名簿を提出する必要があります。

## ②名簿の内容

### (1)記載必要事項

#### ●保護者(会員)の場合

**名前(漢字、フルネーム)、名前フリガナ、所属、住所、自宅電話番号(原則家電。家電が無い場合のみ携帯)**

所属とは:保護者の場合は、お子様の学年クラス、他校のPの方や地域の方は、○○PTAや、○○町内会など

※所属や自宅電話番号が必要なのは、同姓同名の方がいる場合に、その方を特定するためです。

#### ●教職員の場合:教職員の方が参加される場合も、必ず名簿に入れてください。

**名前(漢字、フルネーム)、名前フリガナ、所属、教職員、住所、自宅電話番号**

※所属には、○年○組担任、級外、などの情報を入れてください。

#### ●児童の場合:保護者の氏名、お子様の生年月日を名簿に入れてください。(参加者名簿またはクラス名簿)

**名前(漢字、フルネーム)、名前フリガナ、学年クラス、生年月日、保護者氏名、住所、自宅電話番号**

(2)申請の際に提出する名簿は、当事者の方はフルで情報が必要になりますが、他の方の情報については、お名前のみで大丈夫です。(お名前以外の部分は空白または黒塗りしてください)

(3)名簿の提出範囲については、申請の都度ご相談させてください。(事故の程度や人数によって変わる場合があります) 市P協サイトをご確認ください。 <http://pta-yokosuka.com/> [保険]-[PTA活動補償制度]

## 補償NGな事例

①電動、機械工具を利用しての草刈りや修繕、工作などは補償対象外。

②食べ物を提供するイベント(PTA祭・餅つきなど)で持ち帰った食べ物での食中毒などは対象外。(持ち帰らないように事前アナウンスが必要)

③不特定多数が参加するPTA主催行事(PTA祭やバザーなど)の場合、一般参加で来た方は補償対象外になる場合あり。(ご相談ください)

④同居していない親族は補償対象外

⑤教職員から直接依頼されて、個人的に受けた場合。

## Q & A

市P協サイトをご確認ください。 <https://pta-yokosuka.com/> [保険]-[PTA活動補償制度]-[Q & A集] 保険の支払については、最終的には保険会社が判断を行います。Q&Aに書かれている事例でも、お支払い対象にならない場合もありますので、ご了承ください。

# 給付規定

## (総 則)

第1条 横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポート PTA活動補償における見舞金の給付、保険金の支払い、賠償責任の負担の施行は、この規定に定めるところによる。

2. 見舞金の給付、保険金の支払及び賠償責任の負担の施行は、次の通りとする。

(1)見舞金

(2)保険金（PTA団体傷害保険）

(3)賠償責任保険金（PTA管理者賠償責任保険）

3. 平常な生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の保険金は支払われない。

4. 見舞金の給付は一事故一回に限る。

5. 見舞金、保険金、賠償責任保険金の請求はPTA代表者の責任をもって行うものとする。

6. 見舞金給付額は、事故発生日の規定による。

## (見舞金の給付)

第2条 本制度は、会員及び児童・生徒並びに会員の同居の親族及びPTA行事・活動に携わった講師、指導者が、PTAの行事・活動中に被った傷害・死亡等に対し見舞金を給付する。(以下、給付対象者を「見舞金対象者」という)

## (見舞金・保険金の給付可能期間)

第3条 本制度の、見舞金・保険金の給付期間は、事故発生日から180日以内とし、180日を超えたものは給付されない。

## (見舞金の種類)

第4条 本制度の、給付する見舞金は次の通りとする。

(1)死亡見舞金

(2)後遺障害見舞金

(3)入院見舞金

(4)通院見舞金

(5)疾病見舞金

(6)特定事故見舞金

## (死亡見舞金)

第5条 本制度は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、給付期間内に、その直接の結果として死亡した場合、死亡見舞金として5万円を見舞金対象者の法定相続人に給付する。(ただし、講師・指導者は3万円)

2. 給付可能期間内の治療について、入院見舞金、通院見舞金も別途給付するが、合算して5万円を限度とする。(ただし、講師・指導者は3万円)

## (後遺障害見舞金)

第6条 本制度は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、給付期間内にその直接の結果として後遺障害を生じた場合、後遺障害見舞金として3万円を給付する。(ただし、講師・指導者は1万円)

2. 給付可能期間内の治療について、入院見舞金、通院見舞金も別途給付するが、合算して3万円を限度とする。(ただし、講師・指導者は1万円)

3. 後遺障害の判定は、事故発生日から180日以内に発生したものと医師に診断された場合とする。

## (入院見舞金)

第7条 本制度は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、医

師・整復師(以下「医師等」とう)の治療を入院によって受けた場合は、入院見舞金として1万円を給付する。(ただし、講師・指導者は5,000円)また、その前後に通院が発生した場合は通院見舞金を別途給付する。

#### (通院見舞金)

第8条 本制度は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、かつ、入院によらないで医師等の治療を受けた場合は、通院見舞金として5,000円を給付する。また、その後の医師の判断により入院が必要と認められた場合は、入院見舞金を別途給付する。

#### (疾病見舞金)

第9条 本制度は、見舞金対象者がPTA活動中に、疾病により死亡・後遺障害・入院・通院した場合、疾病見舞金を給付する。但し、持病と認めた場合は給付されない。

- (1)死亡見舞金 5万円(講師・指導者は3万円)
- (2)後遺障害見舞金 3万円(講師・指導者は1万円)
- (3)入院見舞金 1万円(講師・指導者は5,000円)
- (4)通院見舞金 5,000円

#### (保険金の支払い)

第10条 会員及び児童・生徒・会員と同居の親族・講師・指導者等、PTA行事への参加が事前に認められている者(以下、「被保険者」という)が、PTA活動中に急激かつ偶然な外来の事故による傷害について、よこすかPTAサポートが加入のPTA団体傷害保険契約より保険金を支払う。詳細は損害保険会社の約款による。

#### (保険金の種類)

第11条 保険金の種類を次の通りとする。

- (1)死亡保険金
- (2)後遺障害保険金
- (3)入院保険金
- (4)手術保険金
- (5)通院保険金
- (6)賠償保険金

#### (死亡保険金)

第12条 本制度は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、その直接の結果として死亡した場合、48.5万円を死亡保険金として支払う。

#### (後遺障害保険金)

第13条 本制度は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、その直接の結果として後遺障害が発生した場合、後遺障害保険金48.5万円を限度に、障害の程度に応じた所定の額を支払う。

#### (入院保険金)

第14条 本制度は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、入院した場合は、その日数に対し、180日を限度として、1日につき3,060円を入院保険金として被保険者に支払う。

#### (通院保険金)

第15条 本制度は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、通院した場合は、その日数に対

し、90日を限度として、1日につき1,140円を通院保険金として被保険者に支払う。

#### (手術保険金)

第16条 本制度は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、その直接の結果として手術を受けた場合は入院保険金日額（3,060円）に所定の倍率（入院中に受けた手術：10倍・入院を伴わない手術：5倍）を乗じた額を給付する。

#### (賠償保険金)

第17条 本制度に団体加入している単位PTAが主催する行事・活動又は横須賀市PTA協議会が主催する行事・活動に於いて、その管理・運営に不備があり、見舞金対象者又は第三者の身体・財物に損害を与えたことにより、当該単位PTA又は横須賀市PTA協議会（それぞれの行事監督者を含む）が法律上の管理者賠償責任を負ったときに、よこすかPTAサポートが加入しているPTA賠償責任保険契約より賠償保険金として支払われる。

但し、一回の事故につき次の金額を限度とする。

##### (1) 対人事故の場合

被害者1名につき	5,000万円
一回の事故につき	5億円

##### (2) 対物事故の場合

一回の事故につき	1億円
----------	-----

##### (3) 保管物賠償責任

一回の事故につき	10万円
保険期間中	500万円
自己負担額	5,000円

#### (見舞金・保険金の給付請求期間)

第18条 本制度の、給付規定に定めた給付については、事故発生日から1年以内を請求期間とする。請求期間を経過したものについては、その請求権を失効する。

#### (給付されない時)

第19条 本制度は、次の各号に該当する場合は見舞金・保険金を給付しない。

##### 【見舞金】

(1) 給付が不適当と認められたとき（傷害保険金が支払われない場合に準ずる。但し疾病見舞金、特定事故見舞金はその限りではない）

##### 【傷害保険金】

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為。
- (3) 被保険者が自動車、バイク（原付自転車含む）などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故。
- (4) 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。
- (5) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産。
- (6) 被保険者に対する外科的手術等の医療処置。（保険金をお支払いするケガの治療を除く）
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- (8) 戦争、暴動など。
- (9) 放射線照射、放射能汚染。
- (10) 被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの。
- (11) 被保険者が道路以外の場所での自動車、バイクなどによる競技・競争・興業中（練習中含む）に生じた事故。
- (12) 被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハングライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故。

(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガなど。

#### 【PTA賠償責任保険金】

- (1) 保険契約者または被保険者の故意。
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- (3) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。
- (4) 被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任。
- (5) 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任。
- (6) 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任。
- (7) 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊に対する損害賠償責任。
- (8) 借用する保管物を返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任。
- (9) PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任など。

#### (見舞金・保険金の請求者)

第20条 本制度の、見舞金・保険金の請求は原則として、次のものが行うものとする。

- (1)死亡見舞金・・見舞金対象者の法定相続人
- (2)その他の見舞金・・単位PTA(見舞金対象者が児童/生徒の場合はその親権者)
- (3)死亡保険金・・補償対象者の法定相続人
- (4)後遺障害保険金・・補償対象者
- (5)入院保険金・・補償対象者
- (6)手術保険金・・補償対象者
- (7)通院保険金・・補償対象者
- (8)賠償責任保険金…単位PTA又は横須賀市PTA協議会

#### (見舞金・保険金の請求方法)

第21条 事故が発生したら、直ちに、事故の報告をし、必要書類を請求し、下記の書類を提出しなければならない。

- (1)事故報告書・事故証明書 (PTA会長が証明し、事故発生日から一ヶ月以内に提出する)  
PTA行事を証明する書類、参加者名簿も一緒に提出してください。
- (2)見舞金・保険金請求書
- (3)傷害保険金見舞金  
入院・通院申告書(領収書のコピーを要する。保険金支払額が10万円以下の場合)
- (4)診断書(医師等が記入したもの)…(保険金支払額が10万円を超える保険金請求の場合)
- (5)同意書
- (6)賠償責任保険事故通知書(賠償事故の場合)
- (7)示談書 (賠償事故の場合)
- (8)その他、本制度が必要と認める書類

#### (準拠規定)

第22条 本制度の運営については、よこすかPTAサポートを契約者として損害保険会社とPTA団体傷害保険とPTA管理者賠償責任保険契約を締結するものとする。

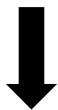
2. 死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金及びPTA賠償保険金の支払いについては、損害保険会社の普通保険約款及び特約が適用される。

付 則 本規定は2019年4月1日より施行する。

## 保険金・見舞金請求から受け取りまでの流れ

『PTA行事または活動の参加中、事故が起きたら』

各学校のPTA



まずは市P協事務局にご連絡ください。その後、  
『事故報告書』  
『PTA行事を証明する書類(開催案内など)』  
『参加者名簿』  
を「よこすかPTAサポート事務局」まで提出して下さい。(30日以内)

よこすかPTAサポート 事務局



保険会社

保険代理店へ事故の報告をします。事故報告書およびその他資料は、  
保険代理店へ提出します。



被災者

被災者本人のご自宅へ保険金請求に必要な書類が届きます。



保険会社

治療が終わりましたら書類を提出し、保険金の請求をして下さい。



手続き終了

請求に基づき、保険金をご指定の口座へお支払いいたします。

保険金お支払い後、よこすかPTAサポートよりお見舞金をお支払いいたします。

詳しくは、よこすかPTAサポート PTA活動補償制度の手引き「給付規定」をご覧下さい。

### ■連絡先・お問い合わせ先

よこすかPTAサポート 事務局

〒238-0006 横須賀市日の出町3-19-16 横須賀三浦教育会館5F

電話 046-824-1478 FAX 046-824-1480

E-mail:[yokosuka.pta.sppt@gmail.com](mailto:yokosuka.pta.sppt@gmail.com) (よこすかPTAサポート専用)

※市P協からの返信が届かないトラブルがあるため、キャリアメール(ezweb、docomoなど)ではなく、プロバイダーメールやgmailなどからのご連絡をお願いします。

### ■保険代理店■

株式会社安田マイ保険 〒238-0012 横須賀市安浦町 2-33-12 リーデンスコート102

電話 046-821-0551 FAX 046-821-3085

### ■契約保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

## ●個人情報の取扱いについて

団体(保険契約者:横須賀市PTA協議会)は、『事故報告書・事故証明書』『PTA行事参加者名簿』『見舞金請求書』に記載された個人情報を見舞金支払いのために使用し、また当該補償制度の引受保険会社に提供します。  
団体は、見舞金支払いのために個人情報を利用します。  
引受保険会社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 引受保険会社業務に関する情報提供および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ④ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(引受保険会社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

(株)安田マイ保険の個人情報取り扱い方針

<http://www.sjnk-ag.com/a/yasuda-myhoken/>

損保ジャパン日本興亜(株)の個人情報取り扱い方針

[https://www.sjnk.co.jp/private\\_information/](https://www.sjnk.co.jp/private_information/)

横須賀市PTA協議会 個人情報保護規程

<https://pta-yokosuka.com/gaiyo/personal-info/>